

草津市指定管理者選定委員会議事概要

開催年月日	平成26年10月30日(木)	開催時間	午後1時00分から 午後3時30分まで
出席者	委員6名、施設担当課職員2名または3名、 指定管理候補予定者職員4名、事務局5名		
傍聴者	3名		
付議事項	指定管理者の候補者の選定に係る意見を求めることについて ① 西一会館、西一教育集会所 ② 常盤東総合センター、芦浦教育集会所 ③ 児童育成クラブ「のびっ子」13施設		
<p>＝議事次第＝ 事務局あいさつ 1 担当課説明 2 質疑応答 3 討議</p>			

- ◆地方自治法第244条の2第3項に基づく指定管理者制度において、平成27年度から新たに指定管理制度に基づく運営を開始すべく「西一会館、西一教育集会所」および「常盤東総合センター、芦浦教育集会所」ならびに平成26年度末で指定期間満了を迎える児童育成クラブ「のびっ子」の13施設について、それぞれの指定管理候補者が各施設の指定管理者として適切かどうかを審議した。

Ⅰ 「西一会館、西一教育集会所」および「常盤東総合センター、芦浦教育集会所」

1 担当課説明

(1) 西一会館、西一教育集会所

①施設概要

社会福祉事業法に基づく隣保事業を行う施設。西一会館には研修室、交流サロン健康増進ホール、多目的室および大会議室等、西一教育集会所には学習室、図書室および集会室等を備え、2つの施設は一体的に運営されている。

②指定管理候補者および選定理由について

ア 指定管理者候補者

特定非営利活動法人ユウ・アンド・アイ（非公募）。

イ 選定理由

隣保館等を中心として、それぞれの地域ごとの実態や特性を踏まえた事業を実施するために、指定管理者は地域住民の多様なニーズに応えられる団体である必要がある。特定非営利活動法人ユウ・アンド・アイ（以下「ユウ・アンド・アイ」という。）はこの西一会館等を中心とした地域のまちづくり活動や積極的なボランティアに取り組んでいる唯一の団体であり、人的ネットワークを活かし、地域のニーズを踏まえた運営が行われるものと考えているから。

また、ユウ・アンド・アイには平成23年度より西一会館の隣保事業を委託しており、指定管理業務の根幹となる講座・教室、子育て支援、就労相談、健康福祉等の事業を受託され、事業にかかるノウハウがあり、スムーズな移行が可能であるから。

(2) 常盤東総合センター、芦浦教育集会所

①施設概要

社会福祉事業法に基づく隣保事業を行う施設。常盤東総合センターには相談室やふらっとサロン、多目的室や大会議室兼軽運動室等、芦浦教育集会所には学習室や図書室等を備え、2つの施設は一体的に運営されている。

②指定管理候補者および選定理由について

ア 指定管理者候補者

特定非営利活動法人ハート&ライト（非公募）。

イ 選定理由

特定非営利活動法人ハート&ライト（以下「ハート&ライト」という。）は地域住民による人権と福祉のまちづくりを目的とした市内で最初に設立された法人であり、常盤東総合センターを中心とした地域のまちづくり活動や、積極的なボランティアに取り組んでいる団体であるので、人的ネットワークを活かし、地域のニーズを踏まえた運営が行われるものと考えているから。

また、平成18年度より常盤東総合センターの隣保事業をハート&ライトに委

託しており、指定管理業務の根幹である、社会教育、子育て支援、就労相談、健康福祉等の事業を受託され、事業にかかるノウハウがあり、スムーズな移行が可能であるから。

2 委員の主な意見および質疑応答 等

＜委員（以下「委」という。）＞：両隣保館とも現在業務を委託されているということで、スムーズに移行できるということだが、現在の業務内容についての評価などアンケートを取っていて、その結果などはないのか。

＜施設担当課（以下「施」という。）＞：アンケートは取っておりませんが、講座の参加者等は町内のみならず町外からの参加者もいて、広い範囲を対象に活動している点は評価を得ていると考えている。

＜委＞：元々業務委託されるためにNPO法人を設立されたのか、候補者以外に該当するNPO法人はいないということなのか。

＜施＞：そのとおり。

＜委＞：現在、職員は隣保館に配置しているのか。

＜施＞：現状は市の職員がおり、隣に業務委託を受けているNPO職人が事業に従事している。今回の選定委員会で選定され、議会で議決を得て正式に指定管理を受けるということになると、現状の職員はすべて引き上げ、会館においてはNPO法人職員が管理運営、業務に従事するということになる。

＜委＞：両隣保館とも当面は現状のNPO法人が引き継がれるということだが、今後公募に切り替えていくことは考えているのか。またその時期については明確化されているのか。

＜施＞：当面は非公募で地域の実情を最も把握しているNPO法人と考えているが、運営実績や審議会等の意見をふまえながら、検討していくことになるが、公募による指定管理を行う時期については決定していない。

3 結論

審議後、出席委員全員の賛成が得られ、西一会館・西一教育集会所の指定管理者としてユウ・アンド・アイを、常盤東総合センター・芦浦教育集会所の指定管理者としてハート&ライトを候補者とすることが適当であるとの結論に至った。

II 児童育成クラブ「のびっ子」について

1 担当課説明

(1) 施設の概要等

放課後児童健全育成事業、児童育成クラブというが、児童育成クラブについては、児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している放課後児童に対して、家庭と連携を図りつつ、衛生および安全が確保された設備を備えた施設において、適切な遊び、生活の場の提供や生活指導等を行うことによって、児童の心身の健全な育成を図ることを目的としている。

当施設は、現在市内に13箇所あり、小学校の1学区1施設を基本に置きながら

草津市児童育成クラブ条例および同施行規則に基づき、平成18年度から指定管理者制度にから運営している。

(2) 募集概要等

募集方法は条件付公募によるもので、個々の施設ごとに管理者を募集した。指定期間は、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間で、管理運営方針および業務の範囲については、児童育成クラブの事業内容に基づき、児童の健全な育成を図ることを目的としており、クラブの運営、施設管理等に関する業務を行う。応募資格については、県内に事務所または事業所を有する法人またはこれらに準ずる団体で、児童福祉事業および放課後児童健全育成事業の遂行に係る知識と熱意を有することとしている。

(3) 募集結果

「のびっこ」13施設すべて1団体からの応募

(4) 審査内容

クラブの管理を安定して行う能力を有しているか、クラブの業務運営を通じて児童の健全育成を図ることができるか、クラブの維持管理において効果的かつ効率的な管理をおこなうことができるか、事業計画、収支計画や経費に対する考え方等に妥当性、合理性があるか、その他関係法令を遵守し、対象児童の安全を確保しているものであるか、という選定基準により総合的に判断

(5) 応募者一覧

クラブの名称	応募者
「のびっこ」笠縫	企業組合 労協センター事業団
「のびっこ」矢倉	社会福祉法人 草津保育園
「のびっこ」玉川	社会福祉法人 あさひ保育園
「のびっこ」笠縫東	社会福祉法人 良友会
「のびっこ」志津	社会福祉法人 志津保育園
「のびっこ」草津	企業組合 労協センター事業団
「のびっこ」常盤	企業組合 労協センター事業団
「のびっこ」山田	社会福祉法人 すぎのこ保育園
「のびっこ」南笠東	社会福祉法人 あさひ保育園
「のびっこ」志津南	社会福祉法人 幸栄会
「のびっこ」渋川	社会福祉法人 良友会
「のびっこ」大路	企業組合 労協センター事業団
「のびっこ」老上	特定非営利活動法人 ひかりの子

2 委員の主な意見および質疑応答 等

<委>：学校を利用されている所が何箇所かあるが、専用施設を建設される予定はないのか。

<施>：今は山田と常盤に余裕教室でのびっこを運営しているが、専用施設については建設する予定はない。

<委>：のびっ子の施設に行くまで、行き来で危険な場所はないのか。

<施>：学校の敷地内では学校のフェンスに囲まれているので大丈夫だが、渋川、

大路については各のびっ子の指導員が横断歩道に立ったりして見守りをしている。移動の安全確保については重要になっている。

<委>：のびっ子間でお互いに交流や意見交換は行っているのか。

<施>：学校の期毎にのびっ子の職員、市の職員、学校の先生等で情報交換等の機会を年に3回もっている。

<委>：のびっ子に一部の方が入れないと聞いているが、現状はどうか。

<施>：草津市において今年4月の待機児童は市全体で45名となっている。小学校区の学区が異なるのびっ子には入れないで、住宅密集地等児童が多いところはどうしても待機児童が出る。

<委>：最近小学校や中学校でのいじめの問題があるが、当施設でもいじめがあるのか。また、そういったことに対して特に注意するなど決めているのか。

<施>：のびっ子ではいじめの事例はない。各施設で指導員が目を配り、児童と接したりしているので、見守りは十分している。児童の人権を含めいじめ、虐待等につきましても指導員が見守って、もし虐待があれば子ども家庭課に報告があり、学校と連携を図り児童に異変があれば学校と連絡を取りながら、各施設の児童に対しては指導員の方が十分に見守り声かけをしている。

<委>：のびっ子の指導員は、資格は要らないのか。

<施>：有資格者は保育士、教員、社会福祉士、教育大学で修了された方などは何人かいるが、資格のない方についても、基本的に施設の中で有資格者は最低2人おいていただく。無資格者がすべてではなく、規模によっては指定しております。

<委>：苦情対応のなかではどういう苦情が多いのか。また、実際に発生した事故があれば教えてほしい。

<施>：多いのは指導員と保護者の方とコミュニケーションがとれていないこと。例えば通常保護者の方が迎えの時に児童の状況を話すことは基本だが、怪我をしていたなど、手当てをして保護者の方に「ご家庭で見守ってあげてください」と伝えるが、うまくコミュニケーションがとれていないことが時々ある。

怪我の対応については、軽い怪我のほか骨折の事例はある。その時は保護者に早急に連絡を取り、関連の医療機関で診察を受け、保護者への説明はもちろん、保険にも入っているので、保護者とトラブルになったことはない。

<委>：経理における監査について、保育園の管轄は市の幼児課で、規模も大きく、県の方で監査も受けるが、のびっ子の方は市だけ。県の方はかなり厳しいが、経理上の監督を市の方がどれだけ視るのか、規模が違うと言いながら、かなりのお金の単位だと思うのが、実際はどうか。

<施>：実績報告の中に収支計算書または領収書等の内容もチェックを入れており、それに基づき自己評価の訪問時に帳簿、通帳等、児童の入所退所等を見てチェックを入れている。

<委>：資料の中で部門別に収支はでているが、のびっ子に部分で赤字になっている事業所があり、ディサービスが黒字であって、ここでカバーされているのか。

<施>：人件費の関係で赤字がでた事業所があるが、障害児を預かっており、障害児に対して3人に1人、重度の児童に対しては1対1で、その児童が退会した時点で市の方は退会した翌月で指導員の人件費を切る。のびっ子の方では急に解雇出来ないということで約束の1年間雇って市の方は指定管理を条件としているの

で、年齢の高い方で給料も高く、市の方は職員の基準額で積算しているがその差がでてきて人件費が赤字になっている。

<委>：補填はしているのか。

<施>：補填は指定管理の予算範囲の中でお願いすることになる。

3 結論

審議後、出席委員全員の賛成が得られ、のびっ子13施設において、それぞれすることが適当であるとの結論に至った。